

道の駅アグリパークゆめすぎとバナー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、有限会社アグリパークゆめすぎと（以下「アグリパークゆめすぎと」という。）が管理し、インターネット上で公開している「道の駅アグリパークゆめすぎと公式ホームページ」（以下「アグリパークゆめすぎとホームページ」という。）のバナー広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

項目	規格
縦	65ピクセル
横	150ピクセル
容量	4キロバイト以内
画像形式	GIF形式またはJPEG形式

(広告の位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、アグリパークゆめすぎとホームページのトップ上でアグリパークゆめすぎとが指定した位置とする。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であるもの

(掲載内容)

第5条 広告のデザイン、内容及び色彩等は、アグリパークゆめすぎとホームページのイメージを損なうことがないよう調整し掲載するものとし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 文字色と背景色の明度差(コントラスト)を十分確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなど、文字を読みやすくする処理を行うこと。
- (2) ロールオーバー効果については、取り扱わないこと。
- (3) 文字、イラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。

(禁止事項)

第6条 次に掲げる表現は禁止とする。

- (1) アニメーションにより画像が切り替わる表現
- (2) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等の操作手順を模した表現
- (3) アラートマークを模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) プルダウンメニューを模した表現
- (6) アグリパークゆめすぎとの実施する事業の名称に類似した表現
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、月額10,000円とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、原則として1か月単位とし、最長で12か月とする。ただし、年度を超えることはできない。

2 広告の掲載期間の始期は、月の初日の午前とし、終期は月の終わりの午後とする。

(広告掲載の申請)

第9条 希望者は、掲載しようとする広告の概要等を記載の上、道の駅アグリパークゆめすぎとホームページ広告掲載申込書(様式第1号)をアグリパークゆめすぎとに提出しなければならない。

(広告の決定)

第10条 アグリパークゆめすぎとは、前条の申請を受けたときは、当該広告の掲載の可否を決定し、道の駅アグリパークゆめすぎとホームページ広告掲載・不掲載決定通知書により、その旨を希望者に通知するものとする。

(掲載料の納付等)

第11条 広告を掲載する旨の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、アグリパークゆめすぎとの指定する期日までに、第7条に規定する掲載料を納付しなければならない。

- 2 既に納められた掲載料は還付しない。ただし、広告掲載決定後、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、その一部又は全部を還付することができる。
- 3 広告の掲載期間内に、アグリパークゆめすぎとホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その閉鎖した時間に応じて、月額掲載料を超えない範囲で別表のとおり掲載料を還付する。ただし、閉鎖日数が8時間未満の場合又は天災、事変その他の非常事態が発生したことによる場合は還付は行わない。

閉鎖した時間	返還する額
初日 8時間以上24時間以内	300円
2日目以降 24時間毎	閉鎖日数×300円

(広告掲載の取消し)

第12条 アグリパークゆめすぎとは、広告主又は広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかつたとき。
- (2) 広告の原稿を指定する期日までに提出しなかつたとき。
- (3) 提出された広告の原稿が、申込みの内容と著しく異なつていたとき。
- (4) 広告又は広告ホームページの内容が、法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (5) 広告又は広告ホームページの内容が、第4条各号のいずれかに該当したとき。
- (6) 広告主が、法令に違反し、又は重大な反社会的行為を行う等、アグリパークゆめすぎとホームページに広告を掲載することが適当でないと認められる行為を行つたとき。

(広告主の責任等)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日公布の日から施行する。